児童クラブ支援員を必要数配置できなかった状況がわかる一覧（過去5年間）

学校教育課

（入所児童数及び支援員等数は3月1日現在）

年度	（1）条例に基づく支援員配置基準数と配置実人数				（2）特別支援学級在籍児童等に対し、市が配慮して配置する支援員の予定数と配置実人数				配置を予定どおり行なえなかった児童クラブ （　）内は不足人数	配置実人数合計
	入所児童数	配置基準数 ①	配置実人数 ②	過不足数 ②－①	特別支援学級在籍児童数	配置予定数 ③	配置実人数 ④	過不足数 ④－③		②＋④
25	1,537人	83人	83人	0人	23人	26人	26人	0人		109人
26	1,617人	86人	86人	0人	23人	20人	20人	0人		106人
27	1,700人	92人	87人	△ 5人	45人	27人	15人	△ 12人	○基準数のみ配置できなかった児童クラブ 伊岐須（2人） ○特別支援学級在籍児童等への加配のみできなかった児童クラブ 幸袋（2人）、立岩（1人）、飯塚東（3人）、飯塚（1人）、蓮台寺（1人）、高田（1人）、 ○どちらも配置できなかった児童クラブ 若菜（2人）、庄内（2人）、頴田（2人）	102人
28	1,705人	94人	87人	△ 7人	36人	25人	13人	△ 12人	○基準数のみ配置できなかった児童クラブ 飯塚（1人）、庄内（2人）、頴田（1人） ○特別支援学級在籍児童等への加配のみできなかった児童クラブ 立岩（3人）、飯塚東（2人）、蓮台寺（1人）、高田（2人）、平恒（1人）、楽市（1人） ○どちらも配置できなかった児童クラブ 伊岐須（3人）、若菜（2人）	100人
29	1,724人	94人	88人	△ 6人	27人	15人	8人	△ 7人	○基準数のみ配置できなかった児童クラブ 飯塚（1人）、頴田（1人） ○どちらも配置できなかった児童クラブ 伊岐須（3人）、立岩（3人）、穂波東（3人）、若菜（2人）	96人

注１　（２）の特別支援学級在籍児童数は（１）の入所児童数の内数

就労意欲喚起等支援業務委託の目的と実績および委託先の概要

生活支援課

1　業務の目的

生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者を対象に、高齢者施設及び障がい者施設等の事業所において、各種作業等を経験させることで、社会適応能力や社会参加意欲の向上を図り、併せて生活習慣の改善や社会マナー等の習得を行い、就労意欲の喚起を図ることを目的とする。

2　委託実績

年　度	委　託　先	委託金額	単　価	内　容
平成 27 年度	①社会福祉法人　柏芳会記念福祉事業会 （養護老人ホーム愛生苑） ②社会福祉法人　飯塚市社会福祉協議会 （伊川の郷） ③特定非営利活動法人　嘉飯山ネット ＢＡＳＡＲＡ （障がい者就労支援センター庄内・若菜）	779,812 円	@1,628 円/人	参加者数（延べ）　479 人・開催　252 日 ①愛生苑　80 人・　41 日 ②伊川の郷　99 人・　59 日 ③ＢＡＳＡＲＡ庄内 110 人・　45 日 ＢＡＳＡＲＡ若菜 190 人・　107 日
平成 28 年度		817,470 円	@1,758 円/人	参加者数（延べ）　465 人・開催　226 日 ①愛生苑　72 人・　36 日 ②伊川の郷　62 人・　45 日 ③ＢＡＳＡＲＡ庄内 132 人・　45 日 ＢＡＳＡＲＡ若菜 199 人・　100 日
平成 29 年度 （30 年 1 月末）		597,720 円	@1,758 円/人	参加者数（延べ）　340 人・開催　176 日 ①愛生苑　35 人・　22 日 ②伊川の郷　41 人・　41 日 ③ＢＡＳＡＲＡ庄内 102 人・　36 日 ＢＡＳＡＲＡ若菜 162 人・　77 日
平成 30 年度	―	（当初予算額） 1,801,000 円	―	―

生活扶助費と加算の変更の経過

生活支援課

生活保護基準の過去の主な改正点

●H27年度	：生活扶助基準⇒段階的実施の3年目
●H26年度	：生活扶助基準⇒段階的実施の2年目、2.9%の改定率増
●H25年度8月	：生活扶助基準⇒大幅見直し(社会保障審議会の検証結果を踏まえ段階的に実施)
●H24年度	：児童養育加算の見直し(児童手当と同額)
●H23年度	：子ども手当の支給に伴う児童養育加算の取扱い
●H22年度	：母子加算の復活
●H21年度	：母子加算の全廃(平成19年度から段階的廃止)
●H20年度	：母子加算の段階的廃止の2年目(19年度から3年計画で段階的廃止)
●H19年度	：母子加算の段階的廃止(15歳以下)の1年目、16歳から18歳の全廃、多人数世帯の生活扶助基準額の見直しの最終年度(平成17年度から3年計画)、児童養育加算の見直し(児童手当法の一部改正に伴うもの)
●H18年度	：母子加算(16歳から18歳の段階的廃止)2年目、多人数世帯の生活扶助基準額の見直しの2年目、老齢加算の全廃(平成16年度から段階的廃止)
●H17年度	：母子加算の見直し(1年目)、多人数世帯の生活扶助基準額の見直しの1年目、若年層の第1類費年齢区分の見直しについて、老齢加算の段階的廃止(2年目)
●H16年度	：生活扶助基準⇒0.2%引き下げ、老齢加算の段階的廃止(1年目)、児童養育加算の改定(義務教育就学前児童⇒小学校第3学年修了前児童)
●H15年度	：生活扶助基準⇒0.9%引き下げ

○生活保護基準表　（ 2級地－2 ）

1. 一般生活費認定基準　（生活扶助）

第1類　（単位：円）

年度 / 年齢別	H15	H16
	基準額	基準額
0歳	12,980	12,950（△30）
1歳～2歳	18,880	18,850（△30）
3歳～5歳	23,360	23,310（△50）
6歳～8歳	27,760	27,710（△50）
9歳～11歳	31,590	31,530（△60）
12歳～14歳	38,150	38,070（△80）
15歳～17歳	41,000	40,920（△80）
18歳～19歳	36,410	36,340（△70）
20歳～40歳	34,640	34,570（△70）
41歳～59歳	33,090	33,030（△60）
60歳～69歳	31,290	31,230（△60）
70歳以上	28,360	28,300（△60）

備考
※前年度と数字に変更がない場合は「変更なし」で表示
※（　　）内の数字は前年度からの増減
※H25.8から基準額①②を算式に用い基準生活費を算定
※第1類についてはH17から年齢区分の見直し有
※第2類については5人以上1人増毎に400円プラス

○生活保護基準表　（ 2級地－2 ）
1. 一般生活費認定基準　（生活扶助）

第1類　（単位：円）

年度 / 年齢別	H17	H18～H25.4～7	H25.8～		H26		H27		H28		H29	
	基準額	基準額	基準額①	基準額②	基準額①	基準額②	基準額①	基準額②	基準額①	基準額②	基準額①	基準額②
0歳～2歳	18,080	変更なし	18,080	22,880	18,600（+520）	23,540(+660)	変更なし					
3歳～5歳	22,790	変更なし	22,790	25,720	23,450（+660）	26,470(+750)	変更なし					
6歳～11歳	29,470	変更なし	29,470	29,500	30,320（+850）	30,360(+860)	変更なし					
12歳～19歳	36,400	変更なし	36,400	33,610	37,460（+1,060）	34,580(+970)	変更なし					
20歳～40歳	34,830	変更なし	34,830	32,970	35,840（+1,010）	33,930(+960)	変更なし					
41歳～59歳	33,030	変更なし	33,030	33,760	33,990（+960）	34,740(+980)	変更なし					
60歳～69歳	31,230	変更なし	31,230	33,450	32,140（+910）	34,420(+970)	変更なし					
70歳以上	28,300	変更なし	28,300	29,030	29,120（+820）	29,870(+840)	変更なし					

第2類　（単位：円）

年度			H17	H18～H25.4～7	H25.8～	H26	H27	H28	H29
基準額	基準額①	1人	37,570	変更なし		38,660（+1,090）	変更なし		
		2人	41,580	変更なし		42,790（+1,210）	変更なし		
		3人	46,100	変更なし		47,440（+1,340）	変更なし		
		4人	47,710	変更なし		49,090（+1,380）	変更なし		
	基準額②	1人	－		35,010	36,030（+1,020）	変更なし		
		2人	－		43,060	44,310（+1,250）	変更なし		
		3人	－		50,760	52,230（+1,470）	変更なし		
		4人	－		52,860	54,390（+1,530）	変更なし		

算式　　Ｈ２７　Ａ×0/3＋Ｂ×3/3
　　Ｈ２６　Ａ×1/3＋Ｂ×2/3
　　Ｈ２５　Ａ×2/3＋Ｂ×1/3

算式の符号
Ａ　第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率に定める世帯構成員の数に応じた率を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額
Ｂ　第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に逓減率に定める世帯構成員の数に応じた率を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額
（ただし、当該合計額が、Ａで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Ａで算定した額に0.9を乗じて得た額とする。）

○生活保護基準表　（ 2級地－2 ）

2. 加算関係　（生活扶助）

※重度在宅障がい者については別途加算あり

年度			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 4～7	H25 8～	H26	H27	H28	H29
老齢加算	別第1-2-2-(2)ｱ･ｲ	居宅	16,680	8,800 (△7,880)	3,420 (△5,380)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		入院入所	14,920	8,040 (△6,880)	3,130 (△4,910)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
障害者加算	別第1-2-2-(2)ｱ(※1)	居宅	25,020	24,970 (△50)	変更なし									24,570 (△400)	24,880 (+310)	24,470 (△410)	変更なし	
		入院入所	22,380	22,340 (△40)	変更なし									21,980 (△360)	22,260 (+280)	21,890 (△370)	変更なし	
	別第1-2-2-(2)ｲ(※2)	居宅	16,680	16,650 (△30)	変更なし									16,380 (△270)	16,590 (+210)	16,310 (△280)	変更なし	
		入院入所	14,920	14,890 (△30)	変更なし									14,650 (△240)	14,830 (+180)	14,590 (△240)	変更なし	
母子加算	居宅	1人目	21,680	21,640 (△40)	変更なし ※年齢等の条件により支給額に変更有		変更なし ※年齢等の条件により支給額に変更有			14,430 (△7,210)	7,210 (△7,220)	廃止	21,640	変更なし	21,300 (△340)	21,560 (+260)	21,200 (△360)	変更なし
		2人目	1,720	変更なし						1,150 (△570)	570 (△580)		1,720	変更なし	1,690 (△30)	1,710 (+20)	1,690 (△20)	変更なし
		3人以上1人増毎	870	変更なし						580 (△290)	290 (△290)		870	変更なし	860 (△10)	870 (+10)	850 (△20)	変更なし
	入院入所	1人目	19,420	19,380 (△40)	変更なし ※年齢等の条件により支給額に変更有		変更なし ※年齢等の条件により支給額に変更有			12,920 (△6,460)	6,460 (△6,460)	廃止	19,380	変更なし	19,070 (△310)	19,310 (+240)	18,990 (△320)	変更なし
		2人目	1,560	変更なし						1,040 (△520)	520 (△520)		1,560	変更なし	1,540 (△20)	1,550 (+10)	1,530 (△20)	変更なし
		3人以上1人増毎	770	変更なし						510 (△260)	260 (△250)		770	変更なし	760 (△10)	770 (+10)	750 (△20)	変更なし

(※1)別第1-2-2-(2)ｱに該当する主な要件・・・身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級（精神障害者保健福祉手帳1級）

(※2)別第1-2-2-(2)ｲに該当する主な要件・・・身体障害者手帳3級、障害年金2級（精神障害者保健福祉手帳2級）

○生活保護基準表　（ 2級地－2 ）

2. 加算関係　（生活扶助）

年度			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 4～7	H25 8～	H26	H27	H28	H29
児童養育加算	第1子・第2子	3歳未満					10,000	10,000	10,000			15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		3歳以上					5,000	5,000	5,000			10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		義務教育就学前	5,000															
		小学校第3学年修了前		5,000	5,000													
		小学校修了前				5,000												
	第3子	義務教育就学前	10,000	10,000														
		小学校第3学年修了前			10,000													
		小学校修了前				10,000	10,000	10,000	10,000			15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		小学校修了後中学校修了前										10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童									13,000								
	3歳未満										20,000							
	3歳以上										13,000							

生活保護世帯の自動車保有に関する国の考え方と市の考え方の比較

生活支援課

	国 「生活保護手帳 2017年度版」「生活保護手帳別冊問答集 2017」	市 「飯塚市自動車保有に関する取扱要領」
自動車保有についての見解	生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、保有を認める段階には至っていない。	地域住民の意識や社会通念上から見ても慎重に取り組まなければならない事項であり、国の方針においても生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、保有を認める段階には至っていない。
通勤用自動車の保有条件	1　障がい者が自動車により通勤する場合（保有が認められる障がいの範囲については、自動車税等が減免される障がい者を標準とし、障がいの程度、種類及び地域の交通事情、世帯構成等を総合的に検討して、個別に判断すること。）。	1　障がい者が自動車により通勤する場合（身体的状況を勘案し、別途、審査会にて協議する。）。
	2　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合。	2　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に勤務先がある者が自動車により通勤する場合。
	3　公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合。	3　夜間・早朝勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合。
	4　深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合。 上記 2、3、4 については、次のいずれにも該当する場合に限る。 ⑴　世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。 ⑵　当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。 ⑶　自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。 ⑷　当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。	4　世帯の個別の状況から、公共交通機関を利用できないか、またはそれが困難であるため、自動車による通勤がやむを得ないもので、自立の助長に役立っていること。 上記 2、3、4 については、下記 ⑴、⑵、⑶ の条件すべてをみたす場合に限る。 ⑴　地域の実情等から低所得者との均衡を失していないこと。 ⑵　処分価値が小さく（排気量2000cc以下で、かつ初年度登録からおおむね5年を経過したもの。）、公共交通機関による通勤より経済的であること。 ⑶　就労収入が維持費を著しく上回ること。 なお、自動車税、車検手数料、任意保険料、通勤に要する燃料費などの就労に伴う必要経費については、保護費において就労収入を収入認定する際に控除する。

	国 「生活保護手帳 2017年度版」「生活保護手帳別冊問答集 2017」	市 「飯塚市自動車保有に関する取扱要領」
通院・通所及び通学用自動車の保有条件	1　障がい（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合。 ⑴　障がい（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。 ⑵　当該者の障がいの状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。 ⑶　自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障がい者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。 ⑷　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。 ⑸　障がい者自身が運転する場合又は専ら障がい（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。	1　障がい（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合。 ⑴　障がい（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。 ⑵　当該者の障がいの状況により、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。 ⑶　自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障がい者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。 ⑷　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなえる見通しがあること。 ⑸　障がい者自身が運転する場合又は専ら障がい（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

	国 「生活保護手帳 2017年度版」「生活保護手帳別冊問答集 2017」	市 「飯塚市自動車保有に関する取扱要領」
通院・通所及び通学用自動車の保有条件（前頁続き）	2　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合。 ⑴　当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。 ⑵　他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。 ⑶　自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。 ⑷　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実に賄われる見通しがあること。 ⑸　当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であること。	2　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合。 ⑴　当該者の通院等のため定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。 ⑵　他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。 ⑶　自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。 ⑷　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実に賄える見通しがあること。 ⑸　当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であること。

	国 「生活保護手帳 2017年度版」「生活保護手帳別冊問答集 2017」	市 「飯塚市自動車保有に関する取扱要領」
事業用自動車の保有条件	1　次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。 ⑴　営業種目、地理的条件等から判断して、保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。 ⑵　当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね１年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。	1　営業種目等から判断して、自動車が最低生活を維持していくための収入を得るために必要であると認められるか、世帯の収入増加に著しく貢献することが見込める場合。 自動車を必要とする営業種目等については、次の事項を要件とする。 ⑴　農業、小売、行商、大工、左官及び保険外交員等で自動車が必要な事業に従事していること。 ⑵　事業に適応した自動車であること。 ⑶　農業については、現実に農業に従事し農業収入の認定を行なっていること。 ただし、軽トラックに限る。（軽トラック以外の場合は、審査会の承認を得たものに限る。） ⑷　小売、行商、大工、左官及び保険外交員等で自動車を容認する条件は、通勤用自動車保有条件の4 ⑶ に準ずる。

斎場の指定管理者の会社の経営状況及び指定管理委託料の内訳

環境整備課

指定管理者：（有限会社　きど葬祭）　（単位：円）

期　　間	収　　益		費　　用		当期純利益
平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	売上高	537,072,132	売上原価	182,857,306	
	営業外収益	8,415,190	一般管理費	300,127,694	
	特別利益	150,000	営業外費用	5,096,891	
			法人税、住民税及び事業税	13,587,200	
	計	545,637,322	計	501,669,091	43,968,231
平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	売上高	487,801,188	売上原価	168,009,283	
	営業外収益	9,091,518	一般管理費	305,435,283	
	特別利益	180,000	営業外費用	3,735,892	
			法人税、住民税及び事業税	6,198,800	
	計	497,072,706	計	483,379,258	13,693,448
平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	売上高	501,673,534	売上原価	168,924,256	
	営業外収益	11,187,066	一般管理費	282,188,648	
	特別利益	180,000	営業外費用	8,564,257	
			法人税、住民税及び事業税	18,503,100	
	計	513,040,600	計	478,180,261	34,860,339

指定管理委託料の内訳

（単位：円）

内　　容	予　算　額	備考
人件費		
給料手当		職員6名分
法定福利費		社会保険料、労働保険料
福利厚生費		健康診断
事務費		
消耗品費		
食糧費		
雑費		新聞代、洗剤代、御焼香香炭代　他
通信運搬費		電話代
施設賠償保険料		
NHK放送受信料		
管理費		
光熱水費		電気代、水道代、ＬＰガス代
燃料費		灯油代
修繕料		
予約システム使用料		
委託料		植栽等管理業務、火葬炉保守点検
		電気設備保守点検、空調設備保守点検
		消防設備保守点検、警備業務　他
計	39,590,000	

平成29年～平成33年度指定管理契約金額	39,590,000

地域活性化商品券発行事業の事業効果を示す資料及び事業検討に関する資料

商工観光課

平成 30 年度のプレミアム商品券事業の実施におきましては、実施の可否、大規模店舗使用制限の導入について、他市の状況について調査を行い、実施主体である飯塚商工会議所、飯塚市商工会、個店の集まりである飯塚市商店街連合会と下記の状況について協議をしてきた。

協議内容

〇大規模店舗の定義について

①大店立地法に基づき床面積：1,000 ㎡以上の店舗としての定義を参照

②中小企業基本法に基づく資本金・従業員数による定義を参照

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④小売業	5000 万円以下	50 人以下

（1）商品券の一部に、大規模店舗での使用を制限する方法

例）商品券のうち 11 枚は、大規模店舗・小規模店舗どちらも利用可能。残り半分が小規模店舗でのみ利用が可能。小規模では、全額利用可能な一方、大規模店舗の利用は制限されるので、小規模店舗への誘導が可能となる。

メリット	デメリット
(店舗側)大規模店舗以外での利用促進につながり小規模店舗の売上が上昇する。市内中小企業での利用が大きく増える。	・2 種類の商品券を発行するため、印刷経費の増。 ◆消費者の誤解を防ぐための事前の広告宣伝費が必要。 ・利用制限がかかることでの購入者減少が危惧される。 ・金額の大きな、家電や家具などの非日用品の大型店での購入が難しくなる。 ・大規模店舗の加盟店の脱退による、商品券の魅力低下の危惧。

※消費者の混乱、誤解を防ぐため、初年度は追加で宣伝広告費が必要となる。（商工会議所積算約 200 万～250 万円）

（2）日用品の購入を制限する手法

日用品の購入制限を行い、非日用品の購入を促す手法

メリット	デメリット
（全体）品質志向の商品の販売が増えることで、事業の経済効果が大きくなる。	◆対象商品の詳細なリストの作成が必須 ・消費者の誤解を防ぐための広告宣伝費が必要。 ◆商品券と購入したものの照合が必要。 ・日用品購入の利用が多く、商品券の購入意欲が大きく減少が予想される。

（3）プレミアム商品券加盟店負担を大規模店舗のみとする手法

現在、プレミアム率 10%のうち２割を換金時に差し引くことで加盟店負担としている。

・商品券総額面 22,000 万円、うちプレミアム分 2,000 万円

・2,000 万円×20%＝400 万円、うち小規模店舗分 400 万円×30%＝120 万円

※小規模店舗の加盟店負担を誰が負担するのかという課題が残る。

メリット	デメリット
(店舗)小規模店舗の加盟店が増える。日用品など粗利の少ない商品を取り扱う店舗の収益があがる。	◆小規模店舗の負担分についての捻出が必要。（商品券の販売数を減らす、市から補助金として負担） ・ 大規模店舗の加盟が減少した場合、商品券の購入意欲が減少する可能性あり。

（4）プレミアム商品券で購入できる対象商品、対象店舗で、プレミアム率を区別する手法

メリット	デメリット
(事務経費)事業効果を大きくするため、個別に細かい規定をすることができる。	◆対象となる商品について詳細なリストの作成が必須 ・消費者の誤解を防ぐための広告宣伝費が必要。 ・購入する際に、商品ごと店舗ごとに調べる必要があり、使いにくい。 ・商品ごとに個別の対応が必要になり、店舗の人的コスト負担が大きい。

（5）プレミアム商品券の額面 500 円（500 円×22 枚）を 1,000 円（1,000 円×11 枚）とする手法

単価の安い日用品から、単価の高い非日用品への利用を促し、商品券事業の消費喚起効果を促進。

商品券はお釣りが発生しないため、額面以上の利用の効果が期待できる。

メリット	デメリット
・額面が大きくなることで、非日用品の購入や、利用時の買い物総額の上昇を促すことが見込める。 ・印刷枚数が減少することにより印刷費の減少。	・お釣りがでないため、少額の商品では利用しづらくなる。 ・単価の安い商品を主に取り扱う店舗では、商品券が利用しづらくなる。

（6）プレミアム商品券事業の廃止

消費喚起事業として、市、県、加盟店舗が負担を行い、商品券を発行しているが、投入している税金、加盟店負担金等のリソースを別の消費喚起事業を検討し、商品券事業については廃止を行う。

他市調査内容

（1）大規模店舗使用制限のない自治体：33 自治体

宗像市、古賀市、福津市、須恵町、久山町、筑前町、東峰村、久留米市（商工会議所）、うきは市、広川町、みやま市、芦屋町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、福智町、糸田町、大任町、川崎町、豊前市、中間市、大川市、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市

（2）大規模店舗使用制限のある自治体：21 自治体

筑紫野市、春日市、大野城市、大宰府市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、新宮町、久留米市（3 商工会）、小郡市、大刀洗町、大木町、八女市、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、朝倉市、柳川市、筑後市

・大規模店舗の定義は、床面積により定義：330 ㎡以上、500 ㎡以上、1,000 ㎡以上
・使用可能枚数は、各々：50%が多く、大規模店舗使用可能枚数をより少なく設定している自治体もあり。
・消費者への周知については、チラシ折込みによる事前広報、のぼり旗やステッカーで大規模店舗 or 小規模店舗と判断がつくようにしている。

（3）プレミアム商品券を実施していない自治体：1 自治体（志免町）

（4）プレミアム率を大規模店舗と小規模店舗で区別している自治体：2 自治体（福津市、那珂川町）

例）大規模店舗：550 円（プレミアム額 50 円）、小規模店舗：570 円（プレミアム額 70 円）と同一の商品券内に表示し、消費者が利用した店舗により、プレミアム率が変動する。

	飯塚市	福津市商工会	那珂川町商工会
発行額	2 億円	1 億円	1 億円
冊数	1 万円×2 万冊	1 万円×1 万冊	1 万円×1 万冊
枚数	500 円×22 枚	500＋α×20 枚	小売のみ 570 円×10 枚 共通券 500 円＋α×10 枚
プレミアム率	１０％(５０円/枚)	小売　　１６％(80 円/枚) 大型　　６％(30 円/枚)	小売のみ　１４％(70 円/枚) 共通券 小売１４％(70 円/枚) 大型１０％(50 円/枚)
発行総額	2 億 2 千万円	1 億 600 万円～ 1 億 1600 万円	1 億 1200 万～ 1 億 1400 万
負担割合	県 600 万（3%） 市 1000 万（5%） 加盟店 400 万(4%)	県 300 万(3%) 市 500 万(5%)※ 商工会　残約 100 万	県 300 万(3%) 市 800 万円 商工会　残約 100 万
大型：小売の売上割合	７：３	７：３	3.7：6.3
大型店の定義	―	旧大店法の 500 ㎡	旧大店法の 500 ㎡
制限開始の時期	―	平成 22 年より （那珂川町を参考）	平成 22 よりも以前、商品券を開始した当初より制限を実施。

※福津市は発行額の５％を補助。上限が５００万円まで。発行額を増やしたとしても上限は、500 万で残りは商工会が手出し負担。

福津の極み（ふくつ きわ）商品券 応募受付開始！

毎年、大好評!!

取扱い店はこの「のぼり」が目印です！

市民の皆さまへ 1億円発行

「福津の極み商品券」のプレミアム率が変わりました。

1枚500円券で

大型店を除く商工会員の小売店等では

16% 580円分のお買い物ができます。

大型店（スーパー等）及び商工会未加入の小売店等では

6% 530円分のお買い物ができます。

応募期間	7月15日(土)～8月3日(木)【必着】
配達日指定にて当選通知	8月30日(水)着
販売期間	9月3日(日)～9月6日(水)
販売場所	福津市商工会
使用期間	9月3日(日)～12月31日(日)

ハガキ応募による抽選での販売となります。

1冊〈20枚つづり〉10,000円（1世帯5冊まで購入できます）

応募方法は←チラシ裏面をご覧ください

「福津の極み商品券」についてのお問い合わせは…

福津市の商工業者の皆様と共に歩みます。

福津市商工会 TEL (0940) 42-0315

〒811-3217 福津市中央2丁目10番6号

http://www.fukutsu.or.jp/

福津市商工会ホームページ

福津市商工会 会員募集中!! 創業・金融・税務・経理・経営・労務・共済など、お気軽にご相談ください。

平成29年度 那珂川町プレミアム商品券 事業所様の取扱いにつきまして

チケット・表面

通しナンバー（小売店・共通券同様）

小売店舗等でのみ使用できます。（大型店では使用できません）

偽造防止の為モモちゃんのホログラム加工

町内大型店舗と小売店舗等両方で使用できます。

※使用する店舗により額面が異なりますので、登録店明細にてご確認下さい。

チケット・裏面

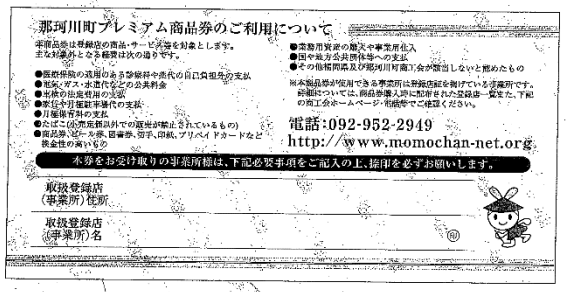
那珂川町プレミアム商品券のご利用について

本商品券は登録店の商品・サービス等を対象とします。
主な対象外となる経費は次の通りです。

- 医療保険の適用のある診療料や歯代の自己負担分の支払
- 電気、ガス・水道代などの公共料金
- 車検の法定費用の支払
- 家賃や月極駐車場代の支払
- 月極保育料の支払
- たばこ（小売店舗以外での販売が禁止されているもの）
- 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 業務用資産の購入や事業所仕入
- 国や地方公共団体等への支払
- その他相関県及び那珂川町商工会が適当しないと認めたもの

※本商品券が使用できる事業所は登録店証を掲げている事業所です。
詳細については、商品券購入時に配布された登録店一覧また、下記の商工会ホームページ・市商券でご確認ください。

電話：092-952-2949
http://www.momochan-net.org

本券をお受け取りの事業所様は、下記必要事項をご記入の上、捺印を必ずお願いします。

取扱登録店（事業所）住所

取扱登録店（事業所）名

那珂川町商工会 福岡県筑紫郡那珂川町西隈 3-1-10

平成29年度購入者アンケート　集計結果

アンケート総回答数	1,493

①住所は市内・市外のどちらですか？

1. 市内	1,379
2. 市外	106
未記入	10
総回答数	1,495
（内複数回答数）	2

②商品券の使い道は？

1. 普段の買物と同じもののみ購入	947
2. いつもより多めの買物をする予定	429
3. 未定（わからない）	148
未記入	1
総回答数	1,525
（内複数回答数）	32

③購入予定品（主なもの）は？

1. 食料品・日常品等	1,231
2. 電化製品等	321
3. 外食等	278
4. その他（　　）	102
5. 未定（わからない）	93
未記入	10
総回答数	2,035
（内複数回答数）	542

④次年度のプレミアム商品券の購入意向は？

1. あり	1,405
2. なし	12
3. 未定（わからない）	67
未記入	9
総回答数	1,493
（内複数回答数）	0

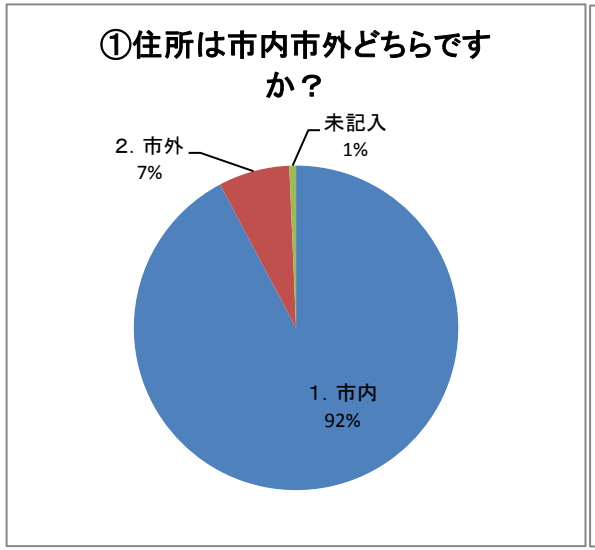

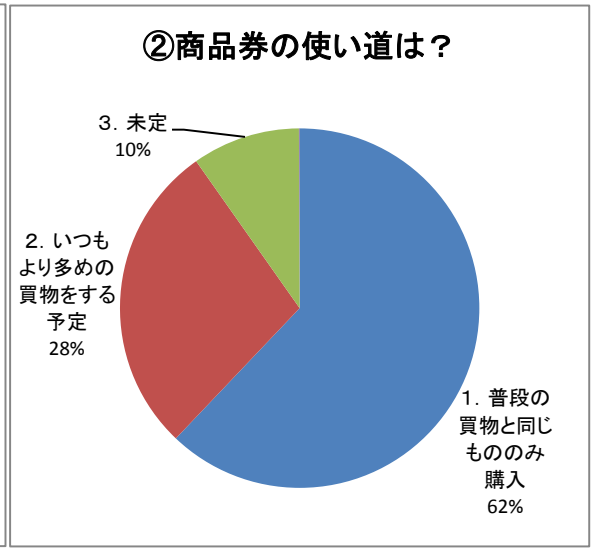

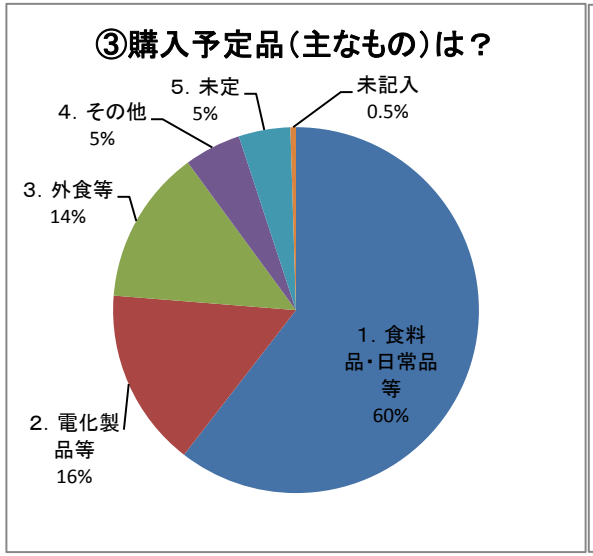

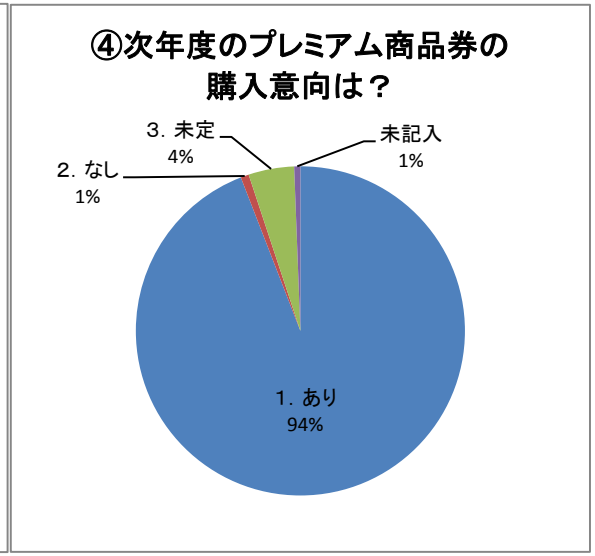

平成28年度　プレミアム商品券換金状況　集計表

1.大型店・その他区分別

「 単位 ： 店 / 円 」

大型店	データ	集計	集計	割合
大規模店舗	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	40 151,635,500	40 151,635,500	69.05%
中小店舗	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	350 67,960,000	350 67,960,000	30.95%
全体の データの個数 / 合計		390	390	
全体の 合計 / 合計2		219,595,500	219,595,500	100.00%

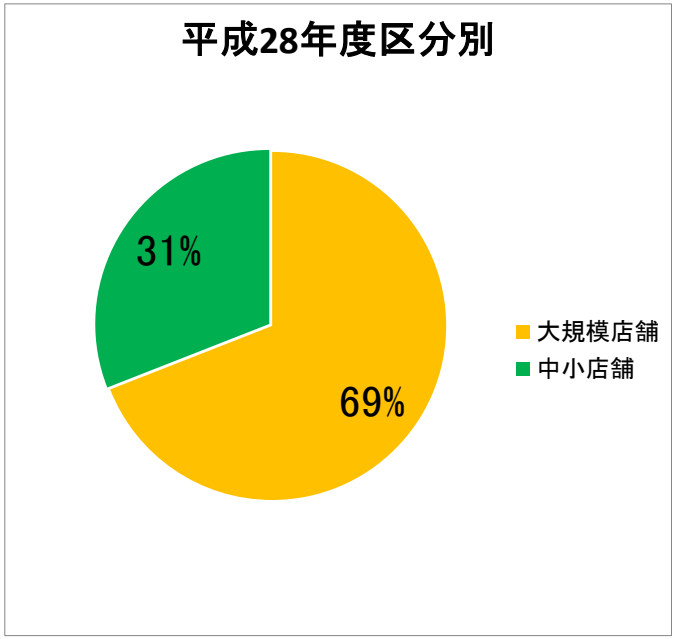

2.業種別

業種内容	データ	集計	集計	割合
スーパー	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	15 62,472,500	15 62,472,500	28.45%
総合店	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	5 38,078,000	5 38,078,000	17.34%
医薬品・ヘルスケア用品	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	20 32,186,500	20 32,186,500	14.66%
電器店・電気工事・ミシン	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	18 19,075,000	18 19,075,000	8.69%
菓子・食料品	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	48 14,059,000	48 14,059,000	6.40%
ホームセンター	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	6 12,152,000	6 12,152,000	5.53%
飲食店	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	49 8,548,500	49 8,548,500	3.89%
紳士服・婦人服・子供服	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	32 4,700,500	32 4,700,500	2.14%
プロパン・住宅設備	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	9 3,693,500	9 3,693,500	1.68%
酒店	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	9 2,915,000	9 2,915,000	1.33%
車検・カー用品・バイク・自転車	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	12 2,532,500	12 2,532,500	1.15%
ガソリンスタンド	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	8 2,423,500	8 2,423,500	1.10%
その他	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	26 2,209,000	26 2,209,000	1.01%
コンビニ	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	26 2,179,000	26 2,179,000	0.99%
書籍・文具・額縁・印章	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	8 2,053,000	8 2,053,000	0.93%
釣具・スポーツ用品	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	4 1,598,000	4 1,598,000	0.73%
陶器・漆器・進物・雑貨	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	10 1,308,500	10 1,308,500	0.60%
化粧・小物	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	10 877,500	10 877,500	0.40%
時計・宝石・眼鏡・補聴器	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	16 855,000	16 855,000	0.39%
葬祭	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	3 741,500	3 741,500	0.34%
結婚式場	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 657,000	2 657,000	0.30%
タタミ・ガラス	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	4 654,000	4 654,000	0.30%
家具	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	3 550,000	3 550,000	0.25%
靴・履物	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	4 547,000	4 547,000	0.25%
健康ランド	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	1 500,000	1 500,000	0.23%
寝具	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 423,000	2 423,000	0.19%
理容・美容	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	11 413,500	11 413,500	0.19%
生花・手芸・園芸	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	5 315,500	5 315,500	0.14%
お茶・茶道具	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	8 308,000	8 308,000	0.14%
楽器・CD・レコード	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	4 279,500	4 279,500	0.13%
カメラ・D・P・E	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 172,500	2 172,500	0.08%
玩具・人形	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 82,500	2 82,500	0.04%
バッグ	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 15,000	2 15,000	0.01%
呉服	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	3 11,000	3 11,000	0.01%
金物・刃物・カギ	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	2 9,000	2 9,000	0.00%
仏具	合計 / 個数 合計 / 売り上げ	1 0	1 0	0.00%
			0 0	0.00%
全体の 合計 / 個数 全体の 合計 / 売り上げ		390 219,595,500	390 219,595,500	100.00%

3.地区別

地区名	データ	集計	集計	割合
飯塚地区	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	258 114,664,000	258 114,664,000	52.22%
穂波地区	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	78 90312500	78 90,312,500	41.13%
庄内地区	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	26 7,325,500	26 7,325,500	3.34%
筑穂地区	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	18 5,246,000	18 5,246,000	2.39%
頴田地区	データの個数 / 合計 合計 / 合計2	10 2,047,500	10 2,047,500	0.93%
全体の データの個数 / 合計		390	390	
全体の 合計 / 合計2		219,595,500	219,595,500	100.00%

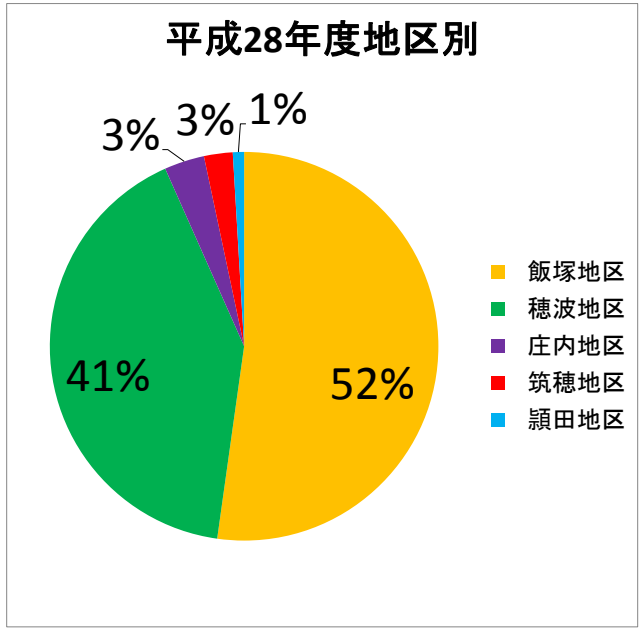

福　岡　県
飯塚商工会議所

プレミアム付き地域商品券についてのアンケート（取扱店様アンケート）

- □ このアンケートは、プレミアム付き地域商品券の使用状況等を把握し、事業実施による影響・効果を把握するため、取扱店の皆様に対して実施するものです。
- □ このアンケートでご回答いただいた内容は、アンケートの集計のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。
- □ ご多用と存じますが、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記入日　　年　　月　　日

【Ｑ１】貴店についてお伺いします。

○　業種・業態を教えてください　　*<最もあてはまるもの１つに○をしてください>*

1	2	3	4	5	6	7	8
小売	卸売	飲食	サービス	医療・福祉	運輸・通信	土木・建設	製造業
9	10						
公共施設	その他						

≪「１ 小売」の場合、店舗の種類を教えてください≫

1	2	3	4	5	6	7	8
総合スーパー・ショッピングセンター	食品スーパー	ディスカウントストア・ホームセンター	ドラッグストア・コンビニエンスストア	食料品販売店	衣料品販売店	化粧品・医薬品販売店	電気店
9	10	11	12	13			
時計・貴金属店	家具店	玩具店	書籍・文具店	その他			

【Ｑ２】商品券の取扱店になられた理由は何ですか。

<あてはまるもの全てに○を付けてください>

1	2	3	4	5	6	7
売り上げの増加が期待できるから	新規顧客の獲得が期待できるから	地域内消費喚起への取組みだから	商品券を発行する商工会議所等の会員だから	周辺のお店が取扱店になるから	昨年度取扱店になったから	その他

【Ｑ３】商品券発行をきっかけに、セールやイベントなど、商品券の利用促進の取組みを行いましたか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2
行った	行っていない

【Ｑ４】<u>Ｑ３で「１ 行った」と答えられた方にお尋ねします。</u>
どのような取組みを行いましたか。　　*<あてはまるもの全てに○をしてください>*

1	発行主体（商工会議所、商工会、商店街組合等）の利用促進の取組みに参加した
2	発行主体ではない商店街、組合等の利用促進の取組みに参加した
3	店舗独自に利用促進の取組みを実施した（該当する取組み内容を下記から選択してください）
【内容】 該当する項目に☑チェックを入れてください。	□ セールを実施した（対象は商品券利用者に限らず実施） □ 商品券利用者への特典進呈、割引等を実施した □ 1,000円福袋等、商品券１枚（又は複数枚）で購入できる商品セットを作って店頭に置いた □ 店舗の発行するチラシ・ＤＭ等で、自店で商品券が利用できることを広報した □ 商品券を使って買い物をするとお得である旨積極的にセールストークを行った □ その他

<u>次ページに続きます☞</u>

【Ｑ５】<u>Ｑ３で「１ 行った」と答えられた方にお尋ねします。</u>
取組みを行っていなかった時と比較して、どのような効果がありましたか。

<あてはまるもの全てに○をしてください>

1	商品券を持った人が多く来店した
2	新規客の来店・定着につながった
3	売上げが増加した
4	ついで買いが増えた
5	効果は感じられなかった（理由： ）
6	その他

【Ｑ６】商品券使用期間中の売上げは、商品券販売前の売上げと比べてどうなりましたか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2	3	4	5	6	7
３０%～増加した	20～30%増加した	10～20%増加した	～10%増加した	変わらなかった	減少した	わからない

【Ｑ７】売上げの中で、商品券が占める割合はどの程度でしたか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2	3	4	5	6
３０%～	20～30%	10～20%	～10%	全くなかった	わからない

【Ｑ８】商品券の取扱店になったことで、取扱店でなかった時に比べて、売上げはどうなりましたか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2	3	4	5	6	7	8
20%～増加した	15～20%増加した	10～15%増加した	5～10%増加した	～5%増加した	変わらなかった	減少した	わからない

【Ｑ９】商品券は、商品券使用期間終了後においても、売上げを増加させる効果がありましたか。
（または、あると思いますか。）　その理由についても併せて教えてください。

<あてはまるもの１つに○をし、併せて理由を記入してください>

1	2	3	4	5	6
効果があった（又は、あると思う）	どちらかと言えば効果があった（又は、あると思う）	どちらとも言えない	どちらかと言えば効果がなかった（又は、ないと思う）	効果がなかった（又は、ないと思う）	わからない

（理由）

（例）新規顧客が増加した、商店街が見直され商店街に足を運ぶ消費者が増加した　等

【Ｑ１０】ここ１年間の貴店での売上げ動向についてお尋ねします。
昨年に比べて、今年の売上げ動向はどうでしょうか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2	3	4	5	6	7	8
20%～増加した	15～20%増加した	10～15%増加した	5～10%増加した	～5%増加した	変わらなかった	減少した	わからない

<u>次ページに続きます☞</u>

【Ｑ１１】この先の売上げ見込みについてお伺いします。
この先（来年にかけて）の売上げ見込みをどのようにお考えですか。
その理由についても併せて教えてください。

<あてはまるもの１つに○をし、併せて理由を記入してください>

1	2	3	4
良くなりそう	あまり変わりなさそう	悪くなりそう	わからない

（理由）

（景気の状況や消費者の動き等の様々な要因のほか、商品券事業の影響に関してもお考えがありましたら、併せてご記入ください。）

（例）来客数の動きが昨年よりも良くなっている、例年通りの気候になれば消費は上向く、新しいお客様が増えている、価格競争が厳しさをましている　等

【Ｑ１２】商品券の取扱店になったことで、取扱店でなかった時に比べて、新規顧客は増えましたか。

<あてはまるもの１つに○をしてください>

1	2	3	4	5	6	7	8
20%～増加した	15～20%増加した	10～15%増加した	5～10%増加した	～5%増加した	変わらなかった	減少した	わからない

【Ｑ１３】商品券発行事業は、消費喚起効果があったと思いますか。
その理由についても併せてご記入ください。 *<あてはまるもの１つに○をし、併せて理由をご記入ください>*

1	2	3
効果があった	効果がなかった	わからない

（理由） *<主なあてはまるもの**２つまで**に○をしてください>*

1	顧客のついで買いが多く見受けられた
2	顧客が普段あまり買わないような商品を購入していた
3	顧客が食品や日用品などの購入であっても普段より単価の高いものを購入していた
4	顧客の来店頻度が増加した
5	顧客の来店頻度は変わらなかった
6	顧客が普段の買い物を現金の代わりに商品券で支払うだけだった
7	その他

【Ｑ１４】商品券発行事業は、商店街等の活性化につながる効果があったと思いますか。
その理由についても併せてご記入ください。 *<あてはまるもの１つに○をしてください>*

1	2	3
効果があった	効果がなかった	わからない

「効果があった」と答えられた方にお尋ねします。
どのような効果があったと思いますか。 *<主なあてはまるもの**２つまで**に○をしてください>*

1	売出しセールやその宣伝などを通じて、自分の店を多くの人に知ってもらうきっかけになった
2	サービスの向上や新しい商品の開発など、販促活動のきっかけになった
3	商店街や地域でイベントなどを行うことで、お店同士のつながりが強くなった
4	「買物は地元でしよう」という気運が高まり、町外で買物をしていた地元客が戻ってきた
5	その他

【Ｑ１５】商品券発行事業は、今後も継続して行うべきと思いますか。
その理由についても併せて教えてください。 *<あてはまるもの１つに○をし、併せて理由をご記入ください>*

1	思う	（理由）：
2	思わない	
3	その他	

アンケートは以上です。回答へのご協力、誠にありがとうございます。

プレミアム付き地域商品券の利用実態に関するアンケート（Ｈ２９年度）

福岡県・飯塚市・飯塚商工会議所・飯塚市商工会

このアンケートは、プレミアム付き地域商品券の使用目的や使用金額等、利用の実態を調査して、地域経済に対しどの程度の影響・効果があったのかを把握することを目的としています。

■　ご回答いただいた内容は、コンピュータ集計により統計的に処理し、本調査目的以外には使用いたしません。

■　個人にご迷惑をお掛けすることは一切ございませんので、率直にご記入ください。

■　ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

≪提出期限≫
■　平成３０年１月３１日（水）までに、ご提出をお願いします。
※　『購入したもの』、『購入予定のもの』について、ご記入ください。

≪提出先及び提出方法≫
■　飯塚商工会議所
〔提出方法〕　郵　　送：お渡しした封筒をご利用ください。
ファックス：０９４８-２２-０００７

≪記入要領≫
■　選択式の質問は、あてはまる『番号等』に○を、つけてください。
■　記入式の質問は、『記入欄』に回答を、ご記入ください。

≪お問い合わせ先≫
団 体 名　：飯塚商工会議所　商工振興課
住　　所　：飯塚市吉原町６番１２号
電話番号　：０９４８-２２-１００７

問１．はじめに、あなたご自身についてお伺いします。

性別	① 男性　② 女性
年齢	① ～２０歳代　② ３０歳代　③ ４０歳代　④ ５０歳代　⑤ ６０歳代～
職業	① 会社員　② 公務員・団体職員　③ 自営業　④ パート　⑤ 主婦（夫）　⑥ その他
家族構成	① 単身・独身　② ２人　③ ３人　④ ４人　⑤ ５人　⑥ ６人以上

問２．プレミアム付き地域商品券（以下、商品券）を何円分購入されましたか。

（支払った金額）　円	（商品券の額面金額）　円

問３．商品券を使った店舗では、実際にどのような目的で商品・サービスを購入されましたか。
「商品券の使用目的」にあてはまるおおよその「支払金額」（予定を含む）をそれぞれ数字でお書きください。

「商品券の使用目的」	「支払金額」（予定含む） 商品券での支払い	商品券に追加して支出した現金等
a．普段の買い物を商品券で支払った	①　円	
b．商品券の入手がきっかけとなった商品・ｻｰﾋﾞｽの購入 （例）『いつもより多めに購入した場合』 『いつもより多少高価な商品・サービスを購入した場合』 『これまで欲しかった商品・サービスを購入した場合』　等	②　円	④　円
合　計 ・問２の「（商品券の額面金額）」と同額となります ⇒	③（①+②）　円	

☆★ 上の表の②、④それぞれの金額の内訳を、下表にご記入ください ★☆

番号	分　類	細分類	② の内訳	④の内訳
1	食料品、飲料等	**《生鮮食料品》** 米、肉、魚、野菜、果物等	円	円
2		**《加工食品、飲料等》**ハム、乳製品、缶詰、味噌、パン、菓子、惣菜、ｼﾞｭｰｽ等	円	円

3	衣類、家具等	**《衣類、寝具》** 服、帽子、タオル、布団等	円	円
4		**《家具、建具等》** タンス、テーブル、椅子、建具等	円	円
5	家電製品	電子レンジ、冷蔵庫、エアコン等	円	円
6		**※情報通信機器関係** テレビ、携帯、パソコン等	円	円
7	宝飾品、かばん、時計、眼鏡等	**《宝飾品、かばん、革製品》**ｱｸｾｻﾘｰ、貴金属、かばん、財布、靴等	円	円
8		**《時計、眼鏡》** 時計、眼鏡	円	円
9	化粧品、医薬品		円	円
10	台所用品	ガラス製品、陶器、鍋、包丁等	円	円
11	自動車、自転車関連	**《自動車、自転車本体》** 自動車、バイク、自転車本体	円	円
12		**《自動車関連部品》**カー用品、バイク用品、自転車用品等	円	円
13	玩具・娯楽用品	おもちゃ、楽器、スポーツ用品（衣類、靴除く）、書籍等	円	円
14	住宅関連	リフォーム、電気工事、造園等	円	円
15	娯楽、レジャー、外食	**《娯楽・レジャー》** 映画、遊園地等	円	円
16		**《外食》** レストラン、喫茶、出前等	円	円
17	美容、エステ等	理容、マッサージ等	円	円
18	教養、教育	カルチャー、塾・習い事等	円	円
19	その他	（　　）	円	円
20		（　　）	円	円

問４．購入した商品・サービスのうち１万円程度以上のものがあれば、具体的な品名をお書きください。

（例）液晶テレビ、ソファー、自転車など

次のページに続きます。

問５．この商品券をどこでお知りになりましたか。　［一つだけご記入ください。］

① 新聞やテレビ、ラジオで　② 市町村や商工会（議所）の広報誌やホームページを見て
③ お店でチラシやポスターを見たり、勧められて　④ 新聞折込や全戸配布のチラシを見て
⑤ 周りの人や家族から聞いて　⑥ その他
（　　）

問６．商品券を主に利用したのは、次のどのようなお店ですか。　［いくつでもご記入ください。］

① 商店街　②スーパー・総合スーパー　③ 衣料品店　④ 飲食店・食事処
⑤ 学習塾・教育施設等　⑥ 娯楽・レジャー施設、宿泊施設等　⑦ 理美容店
⑧ タクシー等　⑨ 工務店　⑩ その他（　　）

問７．商品券がなかった場合の消費行動についてお伺いします。　［一つだけご記入ください。］

① 商品券がなくても、地元の店で購入する
② 商品券がなければ、地元以外の店で購入する　③ 買うのをやめる

問８．商品券の購入によって、消費に変化がありましたか。（予定含む）［一つだけご記入ください。］

① 普段の買い物より消費が増えた　② 変わらない　③ わからない

問９．購入した商品券は、概ねどのくらいの期間で使い切りましたか。（予定含む）
［一つだけご記入ください。］

① すぐに使いきった（概ね１週間以内）　② 概ね１カ月以内
③ 概ね２カ月以内　④ 概ね３カ月以内　⑤ 概ね４カ月以上

問 10. 商品券に対する希望についてお伺いします。　［一つだけご記入ください。］

① 今後も頻繁に発行してほしい　② 一度に購入できる限度額を増やしてほしい
③ 使える店を増やしてほしい　④ 使える期間を延ばしてほしい
⑤ 販売日や販売箇所を増やしてほしい　⑥ その他（　　）

問 11. 昨年度、商品券を買われましたか。買われた場合は、その金額をご記入ください。

① 買った	（支払った金額） 円 （商品券の額面金額）　円	② 買わなかった

問 12. 昨年度買われなかった方にお伺いします。それはなぜですか。［一つだけご記入ください。］

① 知らなかった　② 知っていたが不要だった　③ 買えなかった
④ その他（　　）

問 13. もし、来年度、商品券が発行されたら、買おうと思いますか。［一つだけご記入ください。］

① 買う　② 買わない　③ 分からない

～　これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。～

プレミアム商品券実施に伴う協議経緯

日時	協議内容	参加団体
平成29年6月12日	プレミアム商品券事業実施に伴う効果判定及びアンケートについて検討・協議	県・市
平成29年6月28日	プレミアム商品券の他市状況の調査を基に、アンケート内容及び大型店舗制限の実施等について協議・確認	商工会議所・商工会・市
平成29年7月18日	アンケート内容について大学側と協議・確認	近畿大学先生・市
平成29年9月21日	プレミアム商品券引き換え時アンケートの回収状況等について確認	商工会議所・商店街関係者・市
平成29年10月18日	プレミアム商品券大規模店舗制限のメリット・デメリット・経費増について協議	商工会議所・市
平成29年10月24日	プレミアム商品券大規模店舗制限その他大規模店舗制限に代わる手法について協議	商工会議所・商店街関係者・市
平成29年10月31日	プレミアム商品券大規模店舗制限その他大規模店舗制限に代わる手法について協議	商工会議所・商工会・市
平成29年11月21日	プレミアム商品券大規模店舗制限その他大規模店舗制限に代わる手法について協議	商工会議所・商店街関係者・市
平成29年12月20日	平成30年度プレミアム商品券実施方法を協議し、従来と同様の方法で行うことを決定。今後、実施の可否、プレミアム商品券に代わる事業について協議することで同意	商工会議所・商工会・商店街関係者・市
平成29年12月21日	プレミアム商品券の県内外市町村の実施状況についての確認	県・市

大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金の内訳

環境整備課

（単位:円）

No.	交付期間	事業者	発電出力(MW)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	H26～28	極東開発工業株式会社	1.50	499,000		
2	H26～28	株式会社ＮＢＳロジソル	1.00	338,000		
3	H26～28	日鉄鉱業株式会社	1.00	392,000		
4	H26～28	株式会社ウェルホールディングス	1.90	642,000		
5	H26～28	FASエコエナジー株式会社	2.00	1,257,000		
6	H26～28	FASエコエナジー株式会社	2.00			
7	H27～29	ＭＥＤ九州株式会社（H29から株式会社Sai）	1.99	633,000	552,000	
8	H27～29	芝浦グループホールディングス株式会社	2.00	778,000	679,000	
9	H27～29	H&Gソーラー合同会社	2.49	954,000	832,000	
10	H28～30	日鉄鉱業株式会社	2.00	923,000	806,000	666,000
11	H28～30	嘉麻太陽光発電株式会社	13.00	3,296,000	2,877,000	4,328,000
12	H28～30	A	8.00	0	0	2,663,000
13	H28～30	B	4.80	0	0	1,598,000
14	H28～30	C	4.00	0	0	1,332,000
15	H28～30	ＭＥＤ九州株式会社（H29から株式会社Sai）	2.00	669,000	584,000	666,000
16	H29～31	D	16.00		0	6,101,000
17	H29～31	E	4.00		0	1,525,000
合　　計				10,381,000	6,330,000	18,879,000

福岡ソフトウェアセンターの概要と業務内容および補助金の内訳

産学振興課

１．　(株)福岡ソフトウェアセンター会社概要

設立年月日	平成　４年　４月１７日
所在地	飯塚市幸袋５２６番地１
資本金	１，０４７，０００千円
主要株主	独立行政法人情報処理推進機構、福岡県、飯塚市、株式会社西日本シティ銀行
会社役員	代表取締役社長　瀧中　秀敏（㈱麻生情報システム　社長）外２３名、監査役３名
社員数	６２名(正社員１０名　契約社員・パート　５２名)
売上高	２２８，７７５千円(平成 28 年度)
経常利益	３２，２１４千円(平成 28 年度)
当期純利益	２１，４４６千円(平成 28 年度)

２．設立の目的等

福岡ソフトウェアセンターは、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（通称：ソフトウェア法）に基づき、高度情報化・情報産業の活性化」において、今後、特に必要となる高度ＩＴ人材の育成と技術力の強化を図り、安定的に質の高いソフトウェア技術者を地域内に供給していく福岡県内唯一の公的教育機関として、平成４年４月、国、福岡県、飯塚市、民間企業による第三セクター方式で設立されたものです。

福岡ソフトウェアセンターの業務内容としましては、即戦力のＩＴスペシャリストの育成等を行う人材育成事業、育成した技術者や地域企業の業務拡大を支援するため、地域企業とともにＩＴ技術を活用した事業提案やシステム開発等を行う開発斡旋事業、実践指導事業の３事業を中心とした事業展開を行っています。

３．具体的業務内容

①人材・育成事業

ＩＴエンジニア育成研修、パソコン技能研修、職業訓練（パソコン技能、ビジネスマナー、簿記他）

設立時の趣旨である高度情報化技術者の育成は、福岡県情報サービス産業協会（福岡県内のＩＴ事業者が加盟する団体）の協力により、ＩＴエンジニアの育成研修を新入社員から高度技術者育成まで、ITSS（ＩＴスキル標準※１）に沿って実施しています。地元住民に向けては、各種パソコン技能研修や、求職者に向けたパソコン技能・簿記及びビジネスマナー、子ども向けプログラミング講座、クラウドソーソング等の研修を実施しています。

※１　ＩＴスキル標準（以下単に「スキル標準」という）は、情報処理推進機構（ＩＰＡ）が維持管理し、各種 IT 関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標であり、IT サービス・プロフェッショナルの教育・訓練等に有用な「ものさし」（共通枠組）を提供しようとするものです。

②開発・斡旋事業

システム開発保守業務、インターネットプロバイダ事業、人材派遣職業紹介事業、各種請負事業
インターネットプロバイダ事業を実施している強みを活かして、ホームページの作成やＷＥＢシステムの構築を実施しています。現在、２４時間３６５日２人体制で、運用監視業務も実施しています。 また、職業訓練を実施しているので、その卒業生を紹介する等の人材紹介や、ＩＴ技術者の派遣事業も実施しています。 最近は、飯塚市役所のアウトソーシングとして、新産業創出センター管理業務・予約乗合タクシー予約業務（コールセンター）・市民課窓口業務等を実施しています。

③実践指導事業

自社ビル内テナント貸出、テナント及び地元企業との連携事業
当社ビルの２階・３階を、事務室研究室として貸し出しています。また、このことにより共同での研究開発営業展開も実施することができます。 ※入居資格・・・①ソフトウェア企業及びソフトウェア関連企業、②貸室において、ソフトウェアの研究開発を行う企業及び団体、③ＦＳＣの事業に対し協力できる企業及び団体

４．補助金の内訳

市補助金(平成２８年度)	補助金内訳	
１８，６５０千円	人件費補助	１２，６５０千円
	人材育成事業補助	６，０００千円

※福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱に基づき交付

筑豊ハイツテニスコート整備事業の内容と事業費の内訳（過年度分を含む）

都市施設整備推進室

筑豊ハイツテニスコート（屋外 3 面・屋内 4 面）改修状況

年度	事業名	事業内容	事業費	内訳		
				項目	金額	備考
H23 年度 ～ H24 年度	屋外テニスコート 改修	【屋外テニスコート】 ・コート数の変更（4 面→3 面） ・コート表層の改修 ・照明設備の整備 ・防球フェンスの整備 ＊H24 年度分は繰越明許費	83,144,250 円	調査測量設計委託	913,500 円	H23 決算額 913,500 円
				電気設備工事	22,024,800 円	H23 決算額 17,573,000 円
						H24 決算額 4,451,800 円
				防球フェンス工事	14,743,050 円	H23 決算額 6,441,000 円
						H24 決算額 8,302,050 円
				側溝工事	1,237,950 円	H23 決算額 1,237,950 円
				表層等工事	44,224,950 円	H23 決算額 12,404,000 円
						H24 決算額 31,820,950 円
H24 年度	筑豊ハイツスロープ 整備	【筑豊ハイツ新館】 【屋内テニスコート】 ・出入口へのスロープ設置	2,371,950 円	スロープ整備工事	2,371,950 円	
H29 年度	屋内テニスコート 屋根改修	【屋内テニスコート】 ・屋根防水及び塗装処理	47,044,800 円 （見込額）	屋根改修工事	47,044,800 円	
H30 年度	屋外テニスコート 観覧スタンド等整備	【屋外テニスコート】 ・屋外テニスコート観覧スタンドの設置 ・選手休憩用日除けシェルターの設置	78,171,000 円 （予算額）	建築確認検査手数料	344,000 円	
				地盤調査委託料	4,444,000 円	
				設計委託料	7,583,000 円	
				工事監理委託料	2,800,000 円	
				整備工事	63,000,000 円	

住宅リフォーム補助事業費の推移表

住宅政策課

		26年度	27年度	28年度	29年度 (決算見込)	30年度 (予算)
耐久性能工事	件数	225件	311件	202件	222件	
	対象工事金額	270,408,650円	363,296,368円	230,375,574円	231,575,928円	
	交付金額	18,182,000円	26,167,000円	17,473,000円	17,782,000円	
省エネ工事	件数	24件	45件	25件	23件	
	対象工事金額	19,093,565円	40,114,448円	21,390,327円	18,889,458円	
	交付金額	1,754,000円	3,545,000円	1,660,000円	1,755,000円	
バリアフリー工事	件数	1件	13件	1件	4件	
	対象工事金額	154,500円	13,908,056円	731,760円	5,426,600円	
	交付金額	15,000円	1,019,000円	73,000円	352,000円	
耐震工事	件数		1件	1件		
	対象工事金額	0円	957,766円	685,000円	0円	
	交付金額	0円	95,000円	68,000円	0円	
合　計	件数	250件	370件	229件	249件	250件
	対象工事金額	289,656,715円	418,276,638円	253,182,661円	255,891,986円	200,000,000円
	交付金額	19,951,000円	30,826,000円	19,274,000円	19,889,000円	20,000,000円

マイホーム取得奨励補助金の推移表

住宅政策課

年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度（決算見込）		平成３０年度（予算）	
予算額		45,000千円		45,000千円		45,000千円		39,900千円		39,900千円	
新築・中古	物件種類	交付件数	交付金額	交付件数	交付金額	交付件数	交付金額	交付件数	交付金額	交付件数	交付金額
	新築	81件	43,000千円	77件	41,800千円	72件	38,300千円	79件	33,400千円	102件	31,200千円
	（うち加算）	*25件*	*2,500千円*	*33件*	*3,300千円*	*23件*	*2,300千円*	*19件*	*1,900千円*	*2件*	*200千円*
	中古	5件	1,500千円	10件	3,000千円	21件	6,270千円	22件	5,976千円	29件	8,700千円
	合計	86件	44,500千円	87件	44,800千円	93件	44,570千円	101件	39,376千円	131件	39,900千円
転入元・定住人口	転入元	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口
	嘉麻市	16件	48人	21件	57人	16件	48人	16件	47人		
	田川圏域	20件	53人	20件	55人	20件	59人	22件	68人		
	直方・鞍手圏域	13件	37人	10件	30人	12件	41人	10件	29人		
	桂川町	8件	25人	5件	19人	11件	30人	8件	24人		
	福岡市圏域	6件	19人	6件	15人	5件	18人	26件	77人		
	北九州市圏域	4件	10人	5件	18人	6件	16人	6件	15人		
	その他	19件	51人	20件	56人	23件	62人	13件	42人		
	合計	86件	243人	87件	250人	93件	274人	101件	302人	131件	393人

土木建設課

庄司川調整池整備事業の概要及び地元関係者、地権者、国や県との協議の経過

【事業目的】
庄司川流域では、平成15年(7.19),平成21年(7.24),平成22年(7.14)の豪雨により、柳橋及び津島地区を中心に大きな浸水被害に見舞われております。
庄司川は、最下流に国が管理する庄司川排水機場を有し、下流の2.6kmは県管理の一級河川、上流は市管理の準用河川であり、県は下流1.4kmの河川改修を実施しております。本市では、下流域への流出を抑制し浸水被害の軽減を図る庄司川流域調整池整備について、九州防衛局に要望活動を行っておりますが、県の河川改修事業との調整や、調整池整備の費用対効果等の課題整理が必要であることから、改めて計画の見直しと効果的な対策を検討するものです。

【事業概要】
流域調査及び県の河川改修事業を勘案し必要となる浸水対策の検証を行い、最も効果的な対策を検討するために委託を実施するもの。

【平成30年度予算の概要】
調査設計委託費　19,990千円
（流域調査及び事業検証による浸水対策の検討）

【協議の経過】
平成23年11月20日　九州防衛局と協議開始
平成24年10月24日　幸袋自治会長会にて情報交換
平成25年10月 4日　九州防衛局に要望書提出
平成26年 8月 6日　九州防衛局に要望書提出
平成27年 4月27日　九州防衛局と協議
平成28年度　九州防衛局による調査委託
(H28.6.28～H28.12.16)
平成29年 3月27日　九州防衛局と協議

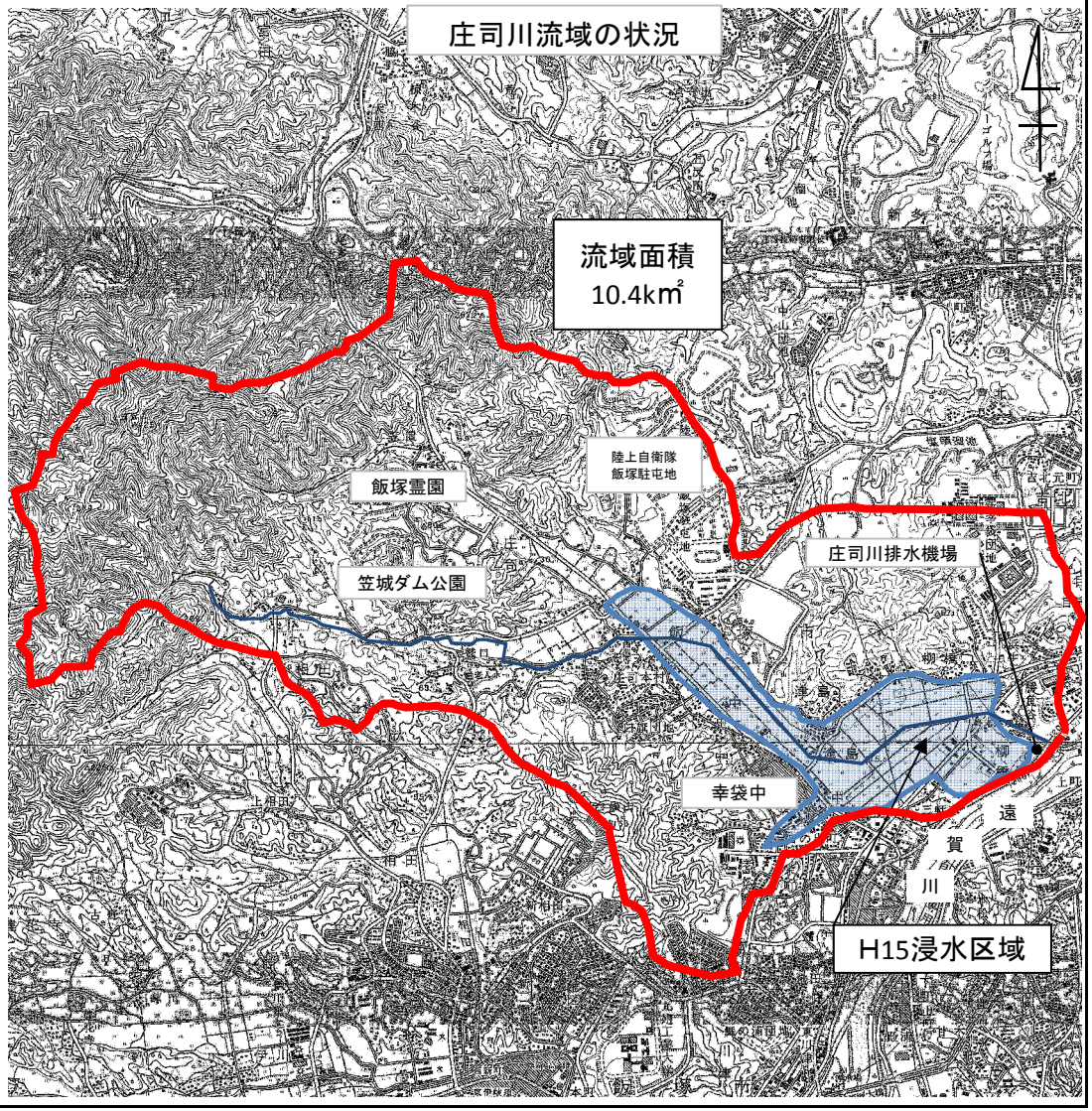

熊添川流域調整池整備事業の概要及び地元関係者、地権者、国や県との協議の経過

【事業目的】
熊添川流域では、平成15年(7.19),平成21年(7.24),平成22年(7.14)の豪雨により、飯塚駅の南西側や国道201号バイパスに隣接する忠隈地区、穂波総合運動場の北側において、大きな浸水被害に見舞われております。
熊添川は、最下流に国が管理する菰田排水機場を有し、下流の1.2kmは県管理の一級河川、上流1.6kmが市管理の準用河川であり、国は排水機場の増強及び更新、県では河川改修及び橋梁の架け替えが行われております。本市では、平成22年度末に策定した飯塚市防災(浸水)対策基本計画に基づき熊添川上流域調整池新設事業を実施し、下流域への流出を抑制することで浸水被害の軽減を図るものです。

【事業概要】
熊添川上流調整池　　調整容量　約20,000m3

【平成30年度予算の概要】
用地購入費　66,618千円　地権者 5名　予定面積 約22,200㎡
用地測量委託 9,444千円（境界及び買収面積の確定）
不動産鑑定評価 1,000千円（買収価格の決定）

【協議の経過】
菰田地区合同勉強会：6回(H21～H29)
菰田地区主催(地元・国・県・市)
忠隈地区地元説明会：3回(H25～H26)
飯塚市主催（地元・市）
地権者協議
平成27年度　地権者説明（２名）
平成28年度　地権者説明（４名）
平成29年度　地権者説明（１名）

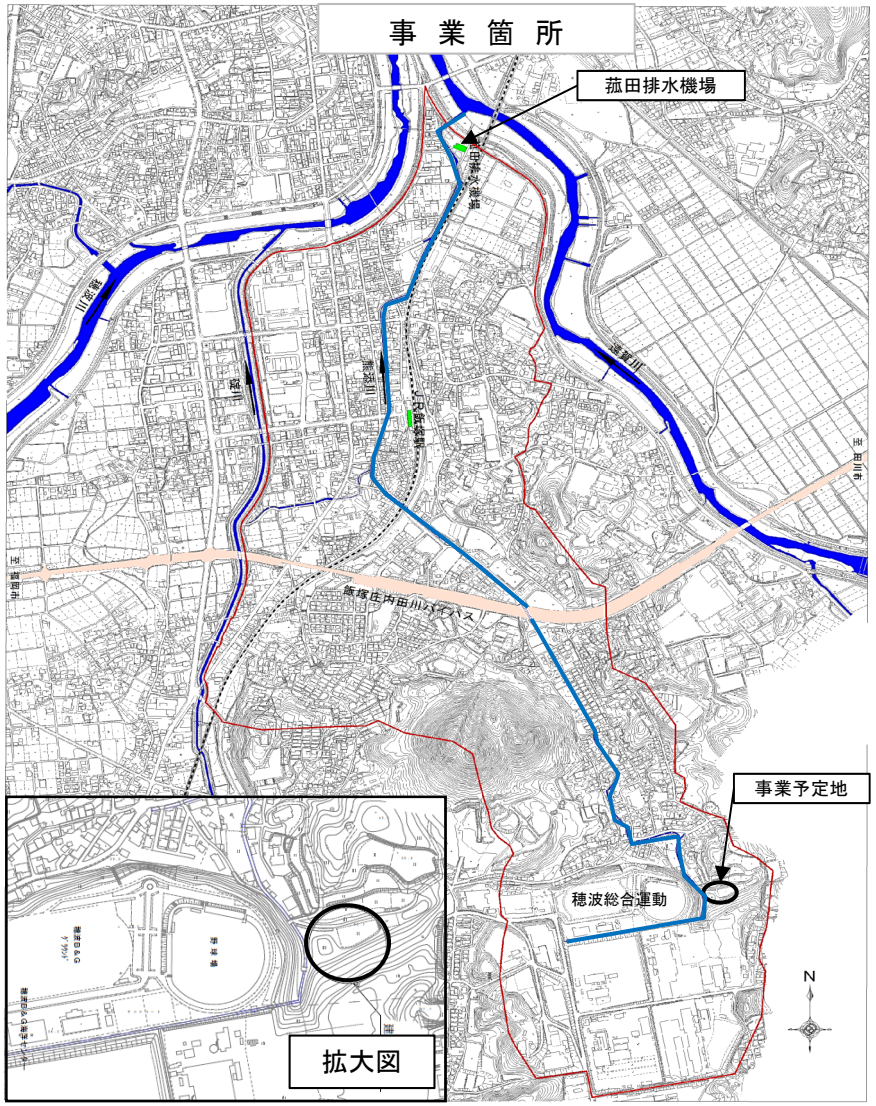

人権同和啓発事業委託の内容及び委託料の内訳

人権・同和政策課

1．事業委託の内容

事　　業	概　　要
研修事業	○12地区公民館及び自治会等における人権・同和啓発事業 ○企業及び官公庁における人権・同和啓発事業
相談事業	人権に関わる相談に応じ、適切な助言を行なう事業
広報事業	○「人権いいづか」及び「人権いいづか　ぬくもり」（年6回）発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加 ○地域における人権・同和啓発広報活動
展示事業	「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加
その他啓発事業等	○人権・同和問題講演会事業 ○部落解放研究集会、同和問題啓発強調月間事業等に関わる企画会議等への参加

2．委託料内訳（NPO人権ネットいいづか）

費　　目	平成30年度	備　　考
賃　金		13人分 給料 期末手当等
共済費		社会保険料 雇用保険料 労災保険料等
諸経費		
事業費		講演会謝礼金・旅費 ポスター・チラシ等印刷製本費
小　　計		
端数処理		千円未満切捨て
消費税		８％
合　計	49,080,000	

市内スクールバスについて（運行内容・利用人数・利用地区などについて）

教育総務課

運行地区・路線		運行内容			利用人数	利用地区
		利用対象者	車両定員（運行台数）	運行回数（平日）	H28年度実績（延べ利用人数）	
筑穂	内住	小学生 中学生	29人乗り （2台）	登校：2台2ルート1便 下校：2台1ルート5便	小学生　2,078人 中学生　1,508人	大野、久保山、内住、内住本村、切畑、中畑、九郎原
	桑曲	小学生 中学生 一般	28人乗り （2台）	登校：2台2ルート1便 下校：2台1ルート5便	小学生　2,013人 中学生　4,064人 一般　2人	大石、弥山、君ヶ畑、浦田、水町、太朗丸、関屋、桑曲
庄内		小学生	29人乗り （2台）	登校：2台3ルート1便 下校：2台2ルート2便	小学生 16,521人	高倉、入水、山倉、筒野、勝島、筑前製鋼、赤坂1組、青葉台 大門、庄内元吉
頴田		小学生 （1～3年生のみ）	26人乗り （2台）	登校：2台2ルート1便	小学生　4,701人	小峠東、小峠西、鹿毛馬上、鹿毛馬中、東佐與、西佐興、口原 大畑、木浦岐、明治、東勢田2、東勢田3、新立、桜ヶ丘
目尾		小学生	50人乗り （2台）	登校：2台3ルート1便 下校：2台2ルート2便	実績なし ※H29年度から 運行開始のため	旧目尾小校区
鎮西	八木山	小学生 中学生 一般	29人乗り （1台）	登校：1台1ルート3便 下校：1台1ルート1便	小学生　1,152人 中学生　1,556人 一般　99人	八木山小校区在住の中学生及び区域外就学の八木山小児童
	鎮西	小学生	10人乗り （1台）	登校：1台2ルート1便 下校：1台1ルート2便	実績なし ※H30年度から 運行開始予定のため	建花寺古野及び明星寺南谷

教職員用情報機器管理費に関する資料（事業概要・機器構成等）

学校教育課

1　事業概要

教職員用情報機器に関する経費として、消耗品費・修繕料（学校に設置している情報機器の維持に必要な消耗品や修繕費用）、通信運搬費（学校間ネットワークに係る通信回線利用料）、小中学校間ネットワーク管理委託料（債務負担行為分：学校間ネットワーク運用保守に係る経費）、ソフトウェア使用料（校務用パソコンのマイクロソフトライセンス更新に係る経費）を計上しています。

また、校務用パソコンのリプレイス（平成 29 年度～4 年間の計画）に合わせて、従来のノート型ではなく、タブレット型（キーボード付）にて整備するための経費として、学校内情報機器設定委託料及び教材備品費（校務用タブレット：小学校 100 台、中学校 56 台）を計上しています。

小中学校間ネットワーク再構築事業費・同管理委託料に関する資料（事業概要・構成機器等）

学校教育課

1　学校間ネットワーク（現行）の概要

飯塚市立小中学校から教育システム（インターネット接続・セキュリティプログラム自動配信・リモート支援・フィルタリング・資産管理・ウイルス対策・データ管理・学校ホームページ・グループウェア・外部からのデータ接続・職員室の無線ＬＡＮ・デジタル教材・メール配信・図書システム・バックアップ管理のサービス）が利用できる環境が構築されている。

2　学校間ネットワーク管理委託（現行）の概要

履行期間：H26.4.1～H31.3.31（5 年間）

契 約 額：307,800 千円（年額 61,560 千円）

業務内容：①教育用コンピュータ及び校務用コンピュータその他周辺機器保守

②ハードウェア管理（仮想基盤サーバ類、ルーター類、職員室無線 LAN、デジタル教材サーバなど）

③ソフトウェア管理（仮想基盤ライセンス、資産管理、フィルタリング、ウイルス対策、学校ホームページ管理、グループウェア、外部からのデータ接続、デジタル教材、メール配信、図書管理）

④データセンター運用維持管理（ハードウェアのハウジング、教育システムの維持管理など）　その他

3　学校間ネットワーク再構築事業の概要

現行の学校間ネットワークにかかる運用保守の期限（H31.3）が迫っており、新たなシステムの構築か現行システムを延長するかのどちらかを決定する必要があります。

現時点において、新たなシステムの構築を行うための事業設計が不十分であり、「教育委員会単独整備、市長部局との同時整備の比較検討」「セキュリティの強化」「校内 Wifi 整備 or セルラーモデルの比較検討」などの課題の解決に向けて、さらなる調査研究及び事業設計が必要となることから、『現行システムを延長する（18 か月）』ことを選択し、延長にかかる最低限のネットワーク機器の再調達及びソフトウェアライセンスの延長に係る費用及び 18 か月間の運用保守費用（債務負担行為）を計上しております。

なお、次期ネットワーク再構築に向けて、先進地視察や各企業からの情報提供招請（RFI）などの情報収集・調査研究を行い、文科省の ICT 教育活用アドバイザー事業（H28,29 受託）などの活用による有識者からの指導助言、総合教育会議や電算運営委員会などの市長部局との協議、教育 IT 委員会などの学校現場からの意見聴取・協議を重ねながら、綿密な事業設計を行い、実施計画を組み立て直すこととしております。

4　予算額

小中学校間ネットワーク構築委託料　79,614 千円（小学校費 52,163 千円、中学校費 27,451 千円）

※延長にかかる最低限のネットワーク機器の再調達及びソフトウェアライセンスの延長に係る費用

（債務負担行為）

小中学校間ネットワーク管理委託料　2019（平成 31）年度　70,305 千円、2020 年度　35,475 千円

※小中学校間ネットワークの延長後の 2019 年 4 月から 2020 年 9 月まで（18 か月間）の運用保守費用

学校間ネットワーク（現行）の機器構成

○ハードウェアの種類

種類	製品名	延長	更改
仮想基盤サーバ	PowerEdge R620	○	
仮想基盤サーバ（共有記憶装置）	PowerVault MD3600i	—	○
仮想基盤サーバ（監視用）	PowerEdge R720	○	
仮想基盤アクセス用スイッチ	AX2530S-24T	○	
仮想基盤コンソールドロワー	ATEN CL3000	○	
仮想基盤L2スイッチ	ProCurve Switch 1810-24G v2	○	
仮想基盤L2スイッチ	NETGEAR XS708E	○	
セキュリティールーター	AT-x510-28GTX	○	
センタールーター	RTX1200	—	○
拠点ルーター	RTX810	—	○
無線アクセスポイント（親局）	WAPM-AG300N	—	○
無線アクセスポイント（子局）	WLP-UC-AG300	—	○
外部からのデータ接続	Sastik キー	—	○
管理用端末	PC-MK32MBZNH	○	
外部接続専用ルーター	FortiGate-100D	—	○
デジタル教材サーバ（小学校用）	System x3550 M3 (7944PKK)	—	廃止
デジタル教材サーバ（中学校用）	System x3530 M4 (7160PAA)	—	廃止

○ソフトウェアの種類

種類	製品名	延長	更改
仮想基盤ライセンス	SQL Server Standard Edition 2012 ライセンス	○	
仮想基盤ライセンス	Windows Server Device Cal 2012 ライセンス	○	
仮想基盤ライセンス	SQL Device Cal 2012 ライセンス	○	
仮想基盤ライセンス	Basic SnS VMware vSphere 5 Essentials Plus Kit	○	
仮想基盤ライセンス	Windows Server Datacenter Standard 2012ライセンス	○	
クライアントライセンス	Windows Server 2012 Device CAL アカデミック	○	
資産管理	ExtraConsole　飯塚市版	○	
フィルタリング	InterSafe Plus	○	
ウイルス対策	Client/Server Suite エデュケーションパック Plus	○	
学校ホームページ管理	Web Developer	○	
グループウェア	Te-Compass	○	
外部からのデータ接続	Sastik	—	○
デジタル教材	ランドセル小学生1年生～6年生　飯塚市版	—	廃止
デジタル教材	デジタルスタディ中学生1年生～3年生　飯塚市版	—	廃止
メール配信	防犯メール配信システム どこでも安心メール	—	○
図書管理	図書館nano	○	

特別支援教育支援員を必要数配置できなかった状況がわかる一覧（過去5年間）

学校教育課

（配置実人数は3月1日現在）

年度	小学校：支援員数				中学校：支援員数			
	配置必要数①	配置実人数②	過不足数②－①	配置を予定どおり行なえなかった学校	配置必要数③	配置実人数④	過不足数④－③	配置を予定どおり行なえなかった学校
25	34人	34人	0人		15人	15人	0人	
26	34人	34人	0人		15人	15人	0人	
27	38人	38人	0人		18人	18人	0人	
28	43人	43人	0人		19人	18人	△ 1人	穂波西
29	48人	45人	△ 3人	菰田・幸袋・椋本	18人	16人	△ 2人	庄内・穂波西

子育て支援課

（配置実人数は3月1日現在）

年度	幼稚園：支援員数			
	配置必要数①	配置実人数②	過不足数②－①	配置を予定どおり行なえなかった園
25	6人	6人	0人	
26	4人	4人	0人	
27	4人	4人	0人	
28	3人	3人	0人	
29	2人	2人	0人	

小中学校ＩＣＴ活用推進事業費に関する資料（事業概要等）

学校教育課

1　事業概要

社会のグローバル化や急速な情報化に対応するため、学校現場で効果的に ICT 機器を活用するなど教育の情報化を推進し、またそれらを教員間で情報共有していくことにより、教員の指導力の向上を図っていく必要があります。

そのためにも、教員にとってこれら ICT 機器の活用が負担となることなく、これまでの事務を効率化することで多忙な業務から教員の負担軽減を図り、授業準備や子どもたちと向き合う時間の確保を支援することを目的として、ICT 研究指導員 3 名の配置を外部委託するものです。

2　ICT研究指導員の業務内容

ICT研究指導員3名は、「①教育研究所と協力して効果的なICT活用方法の調査研究や教材開発の支援、指導力向上のための研修の企画立案など」「②学校での教員への個別指導、及び授業支援・校務支援」「③ICT活用のノウハウや相談・トラブル対応事例などの情報共有」の業務に従事します。

3　予算総額

ICT 活用推進事業委託料として、予算総額　15,597 千円（小学校費 10,219 千円、中学校費 5,378 千円）を計上しています。

委託料は、人件費及び管理費から積算しております。

4　事業成果の評価方法

文部科学省の調査「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」に基づく、教員のＩＣＴ活用指導力や、教員の負担軽減に関するアンケート調査などにより評価を行うことを想定しています。

体育館移転新築建て替えに関する市民の意見及び要望

健幸・スポーツ課

新体育館建設基本計画（案）に対する市民意見募集結果

①市民意見募集結果

1　意見募集期間　平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）

2　意見提出方法　郵送・FAX・メール等

3　閲覧場所　　本庁、穂波支所、筑穂支所、庄内支所、頴田支所、イイヅカコミュニティセンター、１２地区公民館、飯塚第１体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター、健康の森公園市民プール

4　提出者数・意見件数　　１３７名・１５８件

本庁：１８名　穂波支所：２６名　筑穂支所：１名　頴田支所：５名

イイヅカコミュニティセンター：１８名　鎮西公民館：１名　頴田公民館：２７名

飯塚第１体育館：１８名　Ｂ＆Ｇ海洋センター：１名　健康の森市民プール：２名

ＦＡＸ：１４名　メール：６名

②意見

出された意見としては下記のとおりです。

項　目	意見の要旨	件数
施設の規模と仕様	剣道、空手等の武道においては、青少年育成の活動を活発におこなっています。また武道は子どもから高齢者までが活動しています。この計画では各団体の使用時間数が十分に確保できないように思います。 よって、穂波武道場の改修又は新武道場の建設を希望します。	６５
	武道場（剣道場）は、足・腰等の負担軽減のため床にスプリングが必要。 武道館を別棟で建ててもらいたい。	
	多目的ルームだけでは、各種競技の使用が混み合い、調整できない。	
	武道をする場所が１つで、他の利用者と取り合うような形になる。	
	多目的ホールで卓球やバドミントンと一緒に剣道を行うのは反対。 武道場を作ってほしい。	
	武道（剣道、空手、居合など）など素足で行うもので、神棚なども設置したものを別棟で建設すべき。	
施設の規模と仕様	フットサルで使用できるようにしてほしい。	3
施設の規模と仕様	アリーナを広くしてほしい	1
	老朽化した施設の取り替えやすさや耐久性にも考慮してほしい。	1
	室内外に子供の遊び場を作ってほしい。	1
	観覧席は折りたたみの椅子がよい。 座席下に手荷物が置けるとよい。	1
	１階と２階をつなぐ階段はできるだけ広い方がよい。	1
	エントランスについて、物販スペースを取っても、人が自由に行き来できるだけのスペースが必要。	1
	来場の際の車寄せに屋根があるとよい。	1
	子連れで入れるような多目的トイレがあるとよい。	1
	授乳室などに、おむつ替えベッドを設置してほしい。	1
	２階に更衣室がほしい。	1
	十分な駐車スペースがほしい。	1
	駐車場１，０００台必要。	1
	駐車場に電灯を付けてほしい。	1
	トレーニング室を健康のための使用便利にしてほしい。	1
	駐車場について、３００台では少なすぎると思います。	1
	一般の者が、利用しやすい間取り・ライン・設備・照明にしてほしい。	1
	高齢者の健康管理のため、自由に参加できる設備等、充実した体育館にしてほしい。	1
施設の規模と仕様	冷暖房機能を入れてほしい。	1
施設の規模と仕様	新体育館の床面積は、これまで開催されてきた各運動競技行事を継続できる規模を保障するものか。	1
施設の規模と仕様	弓道場を別棟で建設し、面積も広くしてほしい。	1
施設の	サイクリングコースを作ってほしい。	1

規模と仕様		
施設の規模と仕様	パン屋・コンビニを置いてほしい。	1
施設の規模と仕様	プールがあると嬉しい。	1
施設の規模と仕様	バウンドテニスコートを作ってほしい。	1
備品	トレーニング用マシンを充実させてほしい。	1
	ダンベルは３０ｋｇまでほしい。	1
運用	借りやすくしてほしい。	1
	回数券を作ってほしい。	1
	料金は市内と市外で分けてほしい。	1
場所	高台に建設が好ましいのではないか。	1
	幸袋方面から行くと、雨の日は、ＪＲの高架下は通れないのではないか。	1
	サッカーの出来るグラウンドが少なくなる。	2
場所	駐車場も多く取れ、ジムもプールもあるので、体育館が吉北にできたらいいと思う。	1
	建設地は、健康の森公園敷地内を希望。新体育館が建設されることで、バス等の整備のきっかけになると思う。	1
場所	建設予定地が競技場の中となっているが、その理由が使用者の減少であれば、競技場の手入れ・設備をしたのか。 他の場所は考えられないのか。	1
施設計画	隣接している広場、テニスコートも少しは整備してほしい。	1
施設計画	競技場周辺の公園を整備し、２～３ｋｍのジョギングコースを希望する。	1
施設計画	週に２～３日のウォーキングをしています。敷地が広く、色々な樹木が植えてありますが、手入れが大変だと思います。そして、深い森になっていて昼間でも恐く、広い敷地がもったいないと感じておりました。	1
	深い森になっているところを伐採し、明るくして、色々なことを出来る場を作ってほしい。	
施設計画	頴田体育館について、改修を希望。	２８
	頴田体育館を新体育館建設まで使用できるようにしてほしい。	
	頴田体育館について、新体育館ができるまでの代替施設がない。	
建設工事費について	建設費が高額。 現施設の改修を行う方がよい。	1
建設工事費について	高額な予算を投じて本当に建替が必要なのでしょうか。	1
その他	バス停を近くに設けてほしい。	1
その他	小中一貫校の体育館や武道場の利用を促進してほしい。	1
その他	使用できなくなるまで穂波武道場を使用したい。	1
その他	新体育館建設について、反対です。	3
その他	大きな体育館を建てるより、各地区に小さな体育館を建ててほしい。	5
その他	現在ある各地区の体育館を改修した方が、予算が半分ぐらいで済みます。	2
その他	新築建替の意見や提案のみで、他の小さな施設のことは置き去りにされているように思える。	2
その他	旧体育館を存続させることは、財政面で無理があるとの理由と思いますが、利便性・利用度を高め、地域性を維持できると思うので必要。	1
その他	トイレ、更衣室については、現体育館を改装の方が安く済みます。 駐車場については、地下駐車場の建設が可能です。	1
その他	各体育施設に専門性をもたせる。 （例）筑穂体育館→バトミントン専門 庄内体育館→バレーボール専門	1
その他	新築建替の他に土地を有効に使える案はなったのでしょうか。	1
その他	市場の移転や新体育館立て替えと市民への負担が心配である。	1

	新体育館は、間をあけて、時期を見ての建設でもいいのではないか。	
その他	代替施設を確保という書き方だけでは、よく分かりません。様々な競技が出来なければ意味がないと思う。	1

写

平成３０年２月１６日

飯塚市長　片　峯　　誠　様

飯塚市剣道協会会長　吉　岡　輝　城

新体育館建設に伴う武道の利用について（要望）

今般、貴市において飯塚第１体育館、飯塚第２体育館、穂波武道館、頴田武道館等を集約し、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ルーム等を備えた新体育館を建設する基本計画（案）が示されています。

しかしながら、当該計画（案）においては、専用の武道館はなく、柔道若しくは剣道で１面がとれる多目的アリーナにおいて武道等を行うとなっています。

現在、専用武道館として存在する穂波武道館においては、柔道が２面、剣道が２面、頴田武道館においては、剣道が２面とれる広さを有している中で、新体育館の多目的アリーナだけでは到底これまでの武道利用を確保することはできないと思慮されます。

また、武道は、剣道をはじめ素足で行う競技であり、球技スポーツのようなシューズを履いて行うスポーツではないことから、床面にその配慮を必要とします。

よって、次のことを要望します。

1　現在、主に武道として利用されている飯塚第２体育館や専用の穂波武道館、頴田武道館で行われている武道の活動が、建設後の各施設廃止後も行えるような対応をすること

2　新体育館においても武道利用ができるよう、そのためのアリーナ床等の配慮を行うこと

3　将来的に、筑豊地区において大会が開催できる規模の武道専用施設の建設について考慮すること

第　号
30.2.16
健康スポーツ課

写

要望書

飯塚市長　片峯　誠　殿

サッカー競技場に対する要望書

先般、貴市は、耐震性に課題があるとして、飯塚第１体育館の建て替え先を「旧飯塚市陸上競技場（現：飯塚市健幸スポーツ広場）」に、また老朽化した卸売市場の建て替え先を「庄内工場団地グラウンド」に決定した旨が報道されました。

私共競技団体は、５０年ほど前から、飯塚市を筑豊地域のサッカーの中心として、ジュニア（小学年代）、ジュニアユース（中学年代）、高校、社会人すべての年代の選手が使用し旧飯塚市陸上競技場で各種大会を開催してまいりました。その旧飯塚市陸上競技場は観客席に屋根があり、特に夏の熱中症対策で選手スタッフは勿論のこと保護者観客の方々から感謝頂いております施設であります。

その後、健康の森公園多目的広場（天然芝）、県営筑豊緑地球技場（人工芝）が整備され、旧飯塚市陸上競技場の使用は減っておりますが、代わってその役割をサッカーコート２面可能な「庄内工場団地グラウンド」が担って筑豊大会を開催しております。

また、福岡県サッカー協会主催の県大会を開催するには天然芝もしくは人工芝のサッカーコート２面が必要であるため、距離が離れている「健康の森公園多目的広場」「県営筑豊緑地球技場」に、不便さを感じながら大会運営しているのが現状であります。

よって、「旧飯塚市陸上競技場」及び「庄内工場団地グラウンド」の代替え案として、次の事項について要望いたします。

要望１　健康の森公園多目的広場の充実について

健康の森公園多目的広場横に、人工芝のサッカーコート１面、クレーのサッカーコート１面、クラブハウスを整備し、駐車場を拡充すること。

要望２　新体育館施設について

新たに建設する体育館横の運動広場を活用して、人工芝のサッカーコート１面を整備すること。

第　号
30.3.5
健幸スポーツ課

要望３　穂波グラウンドについて

穂波グラウンドを充実するため、クレーサッカーコート１面分の敷地を新たに確保すること。

要望４　統廃合する小中学校施設について

統廃合する小中学校施設（グラウンド）の開放にあたっては、備品を収納する倉庫等を設置するなど、利用者の利便性に努めること。

今後も私共競技団体は、筑豊地域のサッカー普及発展に努めて参りますので、以上４点の要望事項について、貴職のご英断を期待するところであります。

平成３０年３月５日

飯塚市サッカー協会
会長　淀川　貴洋

筑豊サッカー協会
公益社団法人福岡県サッカー協会筑豊支部
会長　田澤好晴
（事務局）田川市大字弓削田１４２２番地　丸野弘幸気付